

掛川市告示第14号

掛川市意思疎通支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第130号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月20日

掛川市長 松 井 三 郎

様式第10号を次のように改める。

別紙

| | | | |
|-----------|---|---------|---|
| 通 訊 者 | | | |
| 派 遣 依 頼 者 | | | |
| 派 遣 日 | | | |
| 通 訊 場 所 | | | |
| 対 象 者 数 | 人 | 内 聴覚障害者 | 人 |
| 備 考 | | | |

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。